

道路運送車両の保安基準第三十一条の二の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定実施要領（平成十七年国土交通省告示八百九十四号）

一 目的

自動車から排出される窒素酸化物（以下「NO_x」という。）又は粒子状物質（以下「PM」という。）を低減させる改造を道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条の二の規定に適合させる改造とみなして認定し、優良な改造を公表することにより、その普及を促進し、既に運行の用に供している普通自動車及び小型自動車（以下「使用過程車」という。）の排出ガスに係る性能の改善を図ることを目的とする。

二 認定の対象とする改造

次に掲げる使用過程車又は使用過程車に備え付けられた装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第二条第十八号に定める一酸化炭素等発散防止装置（以下「対象使用過程車等」という。）であって、NO_x又はPMの諸元が次の表に掲げる値（ただし、対象使用過程車等がガソリン若しくは液化石油ガスを燃料とするもの又は当該自動車に備え付ける一酸化炭素等発散防止装置である場合にあっては「NO_x」の値。以下同じ。）を超えるものについて、NO_x及びPMの諸元が次の表に掲げる値以下である次の（一）又は（二）に掲げる自動車等（以下「基準適合車等」という。）と当該NO_x及びPMの諸元について同一とするための改造（以下「低減改造」という。）を認定の対象とする。

- （一）道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車
- （二）道路運送車両法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置（（一）の自動車に備え付けられた一酸化炭素等発散防止装置を除く。）

自動車の種別	NO _x	PM
専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車（車両重量千二百六十五キログラム以下のものに限る。）	一キロメートル走行当たり〇・二五グラム	一キロメートル走行当たり〇・〇二六グラム
専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車（車両重量千二百六十五キログラムを超えるものに限る。）	一キロメートル走行当たり〇・二五グラム	一キロメートル走行当たり〇・〇二八グラム
車両総重量が一・七トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）	一キロメートル走行当たり〇・二五グラム	一キロメートル走行当たり〇・〇二六グラム
車両総重量が一・七トンを超え二・五トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）	一キロメートル走行当たり〇・四〇グラム	一キロメートル走行当たり〇・〇三グラム
車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）	一キロワット時当たり四・五〇グラム	一キロワット時当たり〇・〇九グラム
車両総重量が三・五トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）	一キロワット時当たり四・五〇グラム	一キロワット時当たり〇・二五グラム

三 認定の申請

(一) 対象使用過程車等を製作又は販売した、自動車又は一酸化炭素等発散防止装置を製作することを業とする者又はその者から当該自動車等を購入する契約を締結している者であって当該自動車等を販売することを業とするもの(対象使用過程車等を製作又は販売した、外国において本邦に輸出される自動車又は一酸化炭素等発散防止装置を製作することを業とする者又はその者から当該自動車等を購入する契約を締結している者であって当該自動車等を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。)であって低減改造の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第一号様式の申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

低減改造の名称

申請者の氏名又は名称及び住所

低減改造を行う対象使用過程車等の型式

低減改造を行う対象使用過程車等の種別

低減改造を行う対象使用過程車等のNO_x及びPMの諸元

低減改造により達成しようとする排出ガス性能を有する基準適合車等の型式

低減改造により達成しようとする排出ガス性能を有する基準適合車等のNO_x及びPMの諸元

(二) 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。

低減改造を行う対象使用過程車等の構造及び性能であって低減改造に関するものを記載した書面

低減改造により達成しようとする排出ガス性能を有する基準適合車等の構造及び性能であって低減改造に関するものを記載した書面

低減改造要領及び当該改造により の対象使用過程車等がNO_x及びPMの排出ガス性能に関して の基準適合車等と同一となることを説明した書面

低減改造を行う者の名称及び所在地

低減改造を行った対象使用過程車等の取扱いを説明する書面

低減改造を行った対象使用過程車等の点検・整備要領

品質管理に係る業務組織及び実施要領を記載した書面(申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合にあつては、登録されていることを証する書面)

低減改造を行った対象使用過程車等に基準不適合が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合における報告方法及びその対応方法を記載した書面

(一)の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

基準適合車等を製作していない者にあつては、認定の申請を行うことについて、当該基準適合車等を製作した者が同意したことを証する書面

(三) 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な試験の実施、書面の提出及び低減改造を行った対象使用過程車等の提示を求めることができる。

四 低減改造後の自動車の排出ガス性能等に係る基準

低減改造を行った対象使用過程車等は、次に掲げる基準に適合していること。

(一) 低減改造により達成しようとする排出ガス性能を有する基準適合車等と同一となる排出ガス性能を有しているものであること。

(二) 低減改造により車両の安全性が損なわれていないものであること。

(三) 低減改造により人体の健康障害が生じるおそれがないものであること。

(四) 一酸化炭素等発散防止装置の温度が自動車の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇したとき又は上昇するおそれのあるときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えた自動車である場合にあつては、それらの装置の機能が低減改造により損なわれていないものであること。

(五) 一酸化炭素等発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えた自動車である場合にあつては、それらの装置の機能が低減改造により損なわれていないものであること。

五 評価方法

国土交通大臣は、低減改造の四に掲げる基準への適合性、点検・整備要領の妥当性、品質管理の実施要領等の妥当性及び基準不適合が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合の

対応の妥当性等について評価を行う。その際、国土交通大臣は、学識経験者、自動車製作者等の意見を聞くことができる。

六 認定及び公表

(一) 国土交通大臣は、低減改造について五に規定する評価を行った結果、四に規定する基準に適合し、適当であると認める低減改造を優良低減改造として認定し、当該優良低減改造についての認定を受けようとした者（以下「優良低減改造者」という。）に対しその旨を通知するとともに、当該優良低減改造について、次に掲げる事項を公表する。

優良低減改造の名称

優良低減改造を行う対象使用過程車等の型式及び種別

優良低減改造者の氏名又は名称

その他必要な事項

(二) (一)の公表は、インターネット等により行う。

(三) 評価を行った結果、優良低減改造と認定されなかった低減改造の申請者に対しては、その旨を理由を付して通知する。

七 変更の申請等

(一) 優良低減改造者は、当該優良低減改造に係る三(一)又は(二)の記載内容について変更するときは、第二号様式の変更申請書に当該変更に関する資料を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

(二) 三(三)、四、五及び六の規定は(一)の変更の申請の場合について準用する。

(三) 優良低減改造者は当該優良低減改造をやめた時には、当該事由が発生した日から三十日以内に、第三号様式の届出書により、国土交通大臣に届け出なければならない。

八 基準不適合が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合の対応

(一) 優良低減改造者は、優良低減改造により基準不適合が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合には、次に掲げる事項を速やかに国土交通大臣に報告し、かつ必要な改善措置を講じなければならない。

優良低減改造を行う対象使用過程車等の型式

基準不適合が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる優良低減改造の状況及びその原因

改善措置の内容

からまでに掲げる事項を優良低減改造を行った対象使用過程車等の使用者等に周知するための措置

(二) 国土交通大臣は、(一)の報告内容が安全の確保又は環境の保全の観点から支障があると認める場合は、その情報を公表するものとする。

九 品質の確保

(一) 優良低減改造者は、認定を受けた優良低減改造を行った対象使用過程車等が四に規定する基準に適合するようにしなければならない。この場合において、当該優良低減改造者は、当該優良低減改造を行った対象使用過程車等が均一性を有するようにするため五十台に一台の割合で排ガス試験を実施し、四(一)に規定する性能を有することを確認しなければならない。ただし、当該優良低減改造者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合はこの限りでない。

(二) 優良低減改造者は、(一)の排ガス試験結果を一年間保存しなければならない。

(三) 認定を受けた優良低減改造は、当該優良低減改造に関する教育が製作者等によって適切に行われている者により、道路運送車両法第七十八条の規定に基づいて認証された自動車分解整備事業者の事業場において実施されるものであり、また、その者により当該優良低減改造を行った対象使用過程車等の使用者に対し第四号様式による証明書が交付されるものでなければならない。

十 資料の提出

(一) 国土交通大臣は、一の目的を達成するために必要があると認めるときは、優良低減改造者に、優良低減改造に係る業務に関し必要な資料の提出を求めることができる。

(二) 国土交通大臣は、(一)の内容が安全の確保又は環境の保全の観点から支障があると認める場合は、その情報を公表するものとする。

十一 認定の取消し等

(一) 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、優良低減改造の認定を取り消すことができる。取消しを行った場合には、その旨を公表するとともに、当該優良低減改造者に対してその旨を通知するものとする。

優良低減改造が行われなくなったとき。

三の申請等の内容又は十の資料の内容に虚偽があったことが明らかになったとき。

三(一)又は(二)の記載内容に変更があったにもかかわらず七に規定する変更の申請を行っていないことが明らかになったとき。

八(一)の場合において、当該優良低減改造者が、国土交通大臣への報告を行わず、又は、必要な改善措置を講じないとき。

優良低減改造者が十の規定により求められた資料を正当な理由がなく提出しなかったとき。

優良低減改造が四に規定する基準に適合していないことが明らかになったときその他優良低減改造に該当しなくなったと認めるとき。

(二) 次のいずれかに該当する者は、低減改造の認定を受けることができない。

(一) から までの規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
法人であって、その業務を行う役員のうち に該当する者があるもの

低減改造認定申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名

又は名称

印

住 所

低 減 改 造 の 名 称			
対象使用過程車等の型式			
基準適合車等の型式			
対象使用過程車等の種別			
諸 元		N O x (g/km) (又は(g/kWh))	P M (g/km) (又は(g/kWh))
	低 減 改 造 前 (対象使用過程車等)		
	低 減 改 造 後 (基準適合車等)		
備 考			

(日本工業規格A列4番)

備考

申請書には、押印することに代えて、申請をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。

第二号様式

優良低減改造変更申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名
又は名称 _____ 印

住 所 _____

優良低減改造の名称	
変更事項及び変更事由	
変 更 年 月 日	
備 考	

(日本工業規格A列4番)

備考

申請書には、押印することに代えて、申請をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。

第三号様式

優良低減改造廃止届

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名
又は名称 印

住 所

優良低減改造の名称	
廃止事由	
廃止年月日	
備考	

(日本工業規格A列4番)

備考

申請書には、押印することに代えて、申請をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。

第四号様式

優良低減改造証明書

交付日 年 月 日

交付番号

優良低減改造を行った自動車分解整備事業者の名称、所在地及び電話番号	印
優良低減改造を行った年月日	
優良低減改造を行った者の氏名	印

以下の自動車に、道路運送車両の保安基準第三十一条の二の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定実施要領に基づいて優良低減改造を行ったことを証明する。

【自動車及び優良低減改造】

自動車	自動車登録番号		初度登録年月	
	自動車名		型式	
	車台番号			
優良低減改造	優良低減改造認定番号			
	優良低減改造の名称			
	優良低減改造者	印		
使用者	氏名又は名称			
	住所			

(日本工業規格A列4番)

備考

証明書には、押印することに代えて、証明書を交付する者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。